

( 工事に関する協定 )

第 2 5 条 事業者は、条例第13条に規定する工事に関する協定を締結するに当たっては、次に掲げる事項について周辺住民等と話し合いを行うよう努めるものとする。

- (1) 建物の概要
- (2) 関連法規の遵守
- (3) 工事の期間、作業時間及び休日
- (4) 進捗状況の報告
- (5) 工事に起因するおそれのある公害の防止及び対策
- (6) 工事現場周辺への安全対策
- (7) 事故発生時の対応
- (8) 完成後に影響を及ぼすと考えられる生活環境への対策
- (9) 連絡体制
- (10) 協定締結時には想定することができなかつた不測の事態への対応
- (11) 工事に起因する損害等が発生した場合の対応